

## ～少額減価償却資産の取扱い～

法人が取得した資産は通常の減価償却の他に一括で損金算入するなどの方法を選択できます。

### <取得価額が少額の減価償却資産などの償却方法>

#### ～少額又は使用可能期間1年未満の減価償却資産の取扱い～

法人が取得した減価償却資産が、次のいずれかに該当する場合には、その事業の用に供した日の属する事業年度でその減価償却資産の取得価額に相当する金額を損金経理することにより損金の額に算入することができます。

- ① 使用可能期間が1年未満であるもの
- ② 取得価額が10万円未満であるもの

(注)

1. 取得価額が10万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。

(例)

・応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が1組で取引されるものですから、1組で10万円未満になるかどうかを判定します。

・カーテンの場合は、1枚で機能するものではなく、1つの部屋で数枚が組み合わされて取引されるものですから、部屋ごとにその合計額が10万円未満になるかどうかを判定します。

なお、その資産が他人との共有の場合には、自己の持分に係る部分により判定します。

2. 取得価額が10万円未満であるかどうかの判定における消費税の額の取扱いについては会社の経理方式に合わせて判断します。

3. 少額又は使用可能期間1年未満であっても、事業の用に供していないものは、損金の額に算入することは認められません。

この場合、貯蔵品として資産に計上する必要があります。

4. 使用可能期間が1年未満の減価償却資産とは、次のものをいいます。

①その業界において、一般的に消耗性のものと認識されているもので

②その法人のおおむね過去3年間の平均的使用状況、補充状況からみて、その使用可能期間が1年未満のもの

## ～一括償却資産の3年償却の取扱い～

取得した減価償却資産で**取得価額が20万円未満**であるものを事業の用に供した場合には、その資産の全部又は特定の一部を一括したもの（以下「一括償却資産」といいます。）の取得価額の合計額を原則として、**3年間で損金経理した金額を損金の額に算入**することができます。

なお、この取扱いは、確定申告書に一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用されます。

また、一括償却資産につき損金経理した金額がある場合には、明細書を確定申告書に添付しなければなりません。

償却限度額 =

$$\text{一括償却対象額} \times \text{事業年度の月数} / 36$$

(注)

1. 一括償却対象額とは・・・各事業年度における一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。
2. 月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、その端数を1か月とします。  
また、中間申告の特例として、一括償却資産をその事業の用に供した日の属する中間期間における中間申告書を提出する場合には、上記算式中の分子の月数は、中間期間の月数ではなく、その事業年度全体の月数が用いられます。
3. 法人が事業の用に供した取得価額が20万円未満の減価償却資産のうち、**どの減価償却資産を一括償却の対象にするかどうかは、法人の任意です。**
4. 一括して3年償却を選択した場合、**対象資産の一部又は全部について滅失又は除却等があっても一切考慮しません。**  
そのため、3年償却を続けることとなり、除却損等の計上はできません。
5. 一括して3年償却の対象とした資産については、**固定資産税（償却資産税）の課税対象とはなりません。**

## ～中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例～

中小企業者等が少額減価償却資産（取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産で他の特別償却などの規定の適用をうけるもの以外のもの）を取得して事業の用に供した場合には、取得価額の全額を損金算入することができます。

### 適用対象法人

中小企業者等で、青色申告書を提出する法人

### 対象期間

平成15年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得等し、その法人の事業の用に供した減価償却資産

### 適用対象資産

その取得価額が30万円未満のもの

ただし、その事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その取得価額の合計額のうち、300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とします。

### 中小企業者等

中小企業者等とは、

- ・資本の金額又は、出資金の額が1億円以下の法人をいいます。  
ただし、同一の大規模法人に株式総数又は出資の金額の1/2以上、あるいは2以上の大規模法人に株式総数又は出資の金額の2/3以上を所有されている場合は中小企業者等に該当しません。
- ・資本又は出資を有しない法人  
ただし、常時使用する従業員が1,000人以下の法人に限定されます。
- ・農業協同組合等

### 適用要件

この特例を受けるためには、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき損金経理するとともに、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書（別表16（7））を添付して申告することが必用です。

#### （注）

1. この制度を利用した場合には、**固定資産税（償却資産税）**の課税対象となります。
2. この特例は取得価額が30万円未満である減価償却資産について適用がありますので、器具備品、機械装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も対象となり、また、中古資産であっても対象となります。